

令和5年11月30日

広島県室内装飾事業協同組合
組合員各位

広島東税務署長

消費税及び地方消費税の申告等について

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
本年10月から消費税のインボイス制度が開始され、インボイス発行事業者の登録をされた方は、課税事業者となり消費税の申告が必要です。

このため、インボイス制度を機に課税事業者となった個人事業者の方へ消費税及び地方消費税の申告等について、以下のとおりお知らせします。

1 2割特例について

「2割特例」は、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。

別添1「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご一読いただき、申告の際の参考としてください。

2 説明会開催について

広島国税局管内の各税務署では、消費税の申告や記帳の仕方等について、別添2「説明会日程」のとおり説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

※ 説明会の最新の情報は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」でご確認ください。

3 キャッシュレス納付について

消費税の納税の際は、別添3「インボイス登録後には申告を！」を参考に、キャッシュレス納付をご利用ください。

なお、申告所得税の振替納税をご利用の方でも、消費税で振替納税をご利用される場合は、新たに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要ですので、ご注意ください。

4 困ったときはこちらで解決

<p>動画で見る確定申告</p> <p>申告書の作成方法などを動画でご案内！</p>   <p>・医療費控除 ・住宅ローン控除 ・マイナポータル連携 など</p> <p>確定申告 動画</p>	<p>チャットボット</p> <p>ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！</p>   <p>税務職員ふたば</p>
---	--

ご不明の点がございましたら、以下の問合せ先へご連絡ください。

《問合せ先》 広島東税務署 特別記帳指導官 岡田
電話 082-227-1296（直通）